法 学 第 526 号 平成23年8月9日

各私立学校長様

岩手県総務部法務学事課私学·情報公開課長

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いに ついて

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアト レス: <u>hiro-onodera@pref.iwate.jp</u>

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

 $\underline{http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963\&ik=0\&pnp=14}$

2 3 高私助第 2 5 号 平成 2 3 年 8 月 3 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 各都道府県私立学校主管部課長

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

森田正信



(印影印刷)

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設 災害復旧費調査要領の取扱いについて (通知)

私立学校施設災害復旧事業の調査については、文部科学省所管私立学校施設災害復旧 費調査要領(昭和45年11月12日付け文管振第172号)等により行っているとこ ろですが、東日本大震災の災害復旧に限り、別紙のとおり取り扱うこととしたので、通 知します。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、このことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第一係 畑、加藤、八木下、林

電 話 03-5253-4111 (内線2545)

FAX 03-6734-3396

岩手県 23.8.-8 法学第 号

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設 災害復旧費調査要領の取扱いについて

第1 趣旨

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領(昭和45年11月12日付け文管振第172号(以下「調査要領」という。)の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、以下に定めのないものについては、「調査要領」による。

第2 単価の取扱

調査要領第8第3項の単価の取扱いについて、大学及び短期大学の新築単価については、公立学校施設災害復旧事業の調査の取扱いについて(平成23年6月13日付け23施施企第19号)を準用することとする。この場合の基本単価は、高等学校の基本単価によることとする。ただし、特殊工事が多岐にわたる等これにより難い場合は、現地適正単価によることとする。

東日本大震災に係る私立学校施設災害復旧費事業の建物新築単価について

1 高等学校以下

高等学校以下の建物新築単価については、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領(昭和45年11月12日付け文管振第172号)第8第3項において、文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領(昭和59年9月7日付け文教施第72号)(以下「公立調査要領」という。)に定める単価を準用することとしており、公立調査要領に定める単価は以下の通り。

●公立学施設災害復旧事業の調査の取扱いについて(平成23年6月13日付け23施施企第19号)「別添平成23年度発生災害による公立学校施設災害復旧費現地調査方針」(抜粋)

3 建物の新築復旧の単価

調査に用いる新築復旧建物の1平方メートル当たり新築単価は、平成23年6月8日付け財計第1715号において協議の整った以下の新築単価とする。

建物の新築単価 = 基本単価 + 加算単価

(1) 基本単価は、下表による。

(単位:円/m²)

区分	幼稚園の園舎 小学校及び 中学校の校舎	小学校及び中 学校の屋内運 動場が 員住宅	高等学校	特別支援学校
鉄筋コンクリート造木 造	151, 600	175, 200	156, 900	170, 500
鉄 骨 造	133, 900	152, 700	142, 000	156, 600

(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 加算単価

新築復旧建物の基本単価に加算できる項目は、次に掲げるものとする。加算単価は、アーク及びコの工事費等を新築復旧面積で除した単価とし、ケについては、基本単価に係数を乗じた単価とする。

なお、クについては、それぞれ、基本設計及び実施設計に要する経費以外の工事費(設備費及びキを除く。)に1/100を乗じて算定した額を限度とする。

- ア 杭工事
- イ 空調工事
- ウ暖房工事
- エ 浄化槽工事
- 才 解体撤去工事
- カ 特殊工事 (断熱材打込み,エレベーター,自家発電,自動ドア等)
- キ 埋蔵文化財発掘調査
- ク 実施設計,基本設計
- ケ 特別地域 (離島等, ただし、特定の離島については国土交通省が定める新営予算単価離島 工事指数による。)
- コ その他必要と認める工事(公立学校施設整備費国庫負担(補助)事業の単価調査実施要領 による。)
- (注)大学及び高等専門学校の建物の新築単価(基本単価,加算単価)は、必要に応じて別途定めるものとする。

2 大学及び短期大学

大学及び短期大学の建物新築単価については、公立調査要領に定めがないため、「東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて(通知)」(平成23年8月3日付け23高私助第25号)のとおり取り扱うこととする。